

警察大学校長
各管区警察局長
警視總監殿
各道府県警察本部長
各方面本部長

警察庁丙公一発第17号、丙備企発第73号
平成11年12月24日
警察庁警備局長

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律等の施行について
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「法」という。）が本年12月7日に公布、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則（平成11年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）が本年12月24日に公布され、他の関係法令とともに12月27日から施行されることとなった。

法の制定の趣旨及び要点等については、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律等の施行について（依命通達）」（平成11年12月24日付け、警察庁乙備発第13号、乙官発第40号）^{*1}のとおりであるが、基本的留意事項及び細目的留意事項は下記のとおりであるので、遺憾のないようにされたい。

記

第1 基本的留意事項

1 オウム真理教対策の推進

法は、オウム真理教の活動が今なお各地で住民に不安を与えていることなどから、同教団を念頭に置きつつ、国民の生活の平穩を含む公共の安全の確保に寄与するために制定されたものである。

このような法の制定の背景をよく理解し、住民の不安感を軽減、除去するため、法により都道府県警察に与えられた立入検査等の権限を適切かつ効果的に運用すること。また、従前にも増して、オウム真理教に対する情報収集と実態解明を強化するとともに、教団施設周辺における警戒警備及びオウム

*1 平成12年12月5日付廃止

真理教信者の違法行為に対する厳正な捜査活動を推進すること。

2 公安調査庁との密接な連携

法の仕組みにおいて警察庁及び都道府県警察と公安調査庁とが密接な関係を有していることから、法の運用に当たっても、法に基づく都道府県警察の職員の立入検査を公安調査官の立入検査と共同で協力して行うことに配慮するとともに、必要に応じて相互に情報交換を行うなど、公安調査庁との密接な連携により、法の実効性の確保に努めること。

3 国民の人権への配慮

法は、国民の基本的人権に深く関わるものであることから、このことに十分に配慮し、特に、立入検査の実施に当たって、濫用に及ぶことのないよう指導教養を徹底すること。

第2 細目的留意事項

1 警察庁長官の意見陳述に資するための報告

警察庁長官（以下「長官」という。）は、観察処分又は再発防止処分（以下「処分」という。）の請求に関して、公安調査庁長官に対し、意見の陳述を行うこととされた（第12条第2項及び第3項）。このことを踏まえた都道府県警察の対応要領は以下の通りである。

（1）警察庁が関係都道府県警察に対して特定の事項を示すなどして個別に求める報告

長官の意見陳述によって処分が行われることとなった場合、意見の正確性について訴訟で争われることが十分に予想されるところである。

このため、意見の陳述の基礎となる情報の正確性に特に万全を期するため、警察庁は、意見の陳述を行う際には、必要に応じ、都道府県警察に対し、意見の対象となる団体について、処分の要件に該当する事実の有無及びその内容その他必要な事項についての報告を求めることとする。

都道府県警察は、報告を求められたときは、十分な情報収集等を行うとともに、速やかに警察庁に報告すること。

（2）上記（1）の警察庁からの求めがない場合において、都道府県警察の日頃の警察活動を通じて処分の要件を基礎付ける事実を認知したときの報告

上記（１）以外の場合であっても、都道府県警察は、捜査その他の日頃の警察活動を通じ、処分の要件に該当する事実についての情報収集に努めるとともに、これを認知した場合には、警察庁に速報すること。

2 立入検査等

長官は、再発防止処分の請求に関して意見を述べるために必要があると認められるときは、観察処分を受けている団体について、相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができ、指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、その調査を行うために特に必要があると認められるときは、あらかじめ長官の承認を得て、当該都道府県警察の職員に観察処分を受けている団体に対して立入検査をさせることができることとしている（法第14条）。

このことを踏まえた都道府県警察の対応要領は以下のとおりとする。

（１）任意調査

調査の指示を受けた都道府県警察は、指示に係る調査すべき事項について関係者への質問、観察、見分等任意調査の方法によって調査の目的を達成することができるときは、できる限り任意調査を行うこと。

（２）立入検査

任意調査の方法によっては調査の目的を達成することができないなど特に必要があると認められるときは、長官に立入検査の承認を申請し、承認を得て立入検査を行ったときは、その結果を速やかに長官に報告すること。

（３）報告

指示を受けた調査の結果は、立入検査の結果を含めて、最終的にとりまとめたものを警察庁に報告すること。

3 都道府県警察及び警察庁の担当部門等

（１）担当部門

都道府県警察においては特殊組織犯罪対策主管部門が対応し、警察庁への報告等については警備局公安第一課特殊組織犯罪対策室に行うこと。

（２）管区警察局への報告

都道府県警察は、本通達に基づき警察庁に報告するときは、併せて管区警察局にも報告すること。